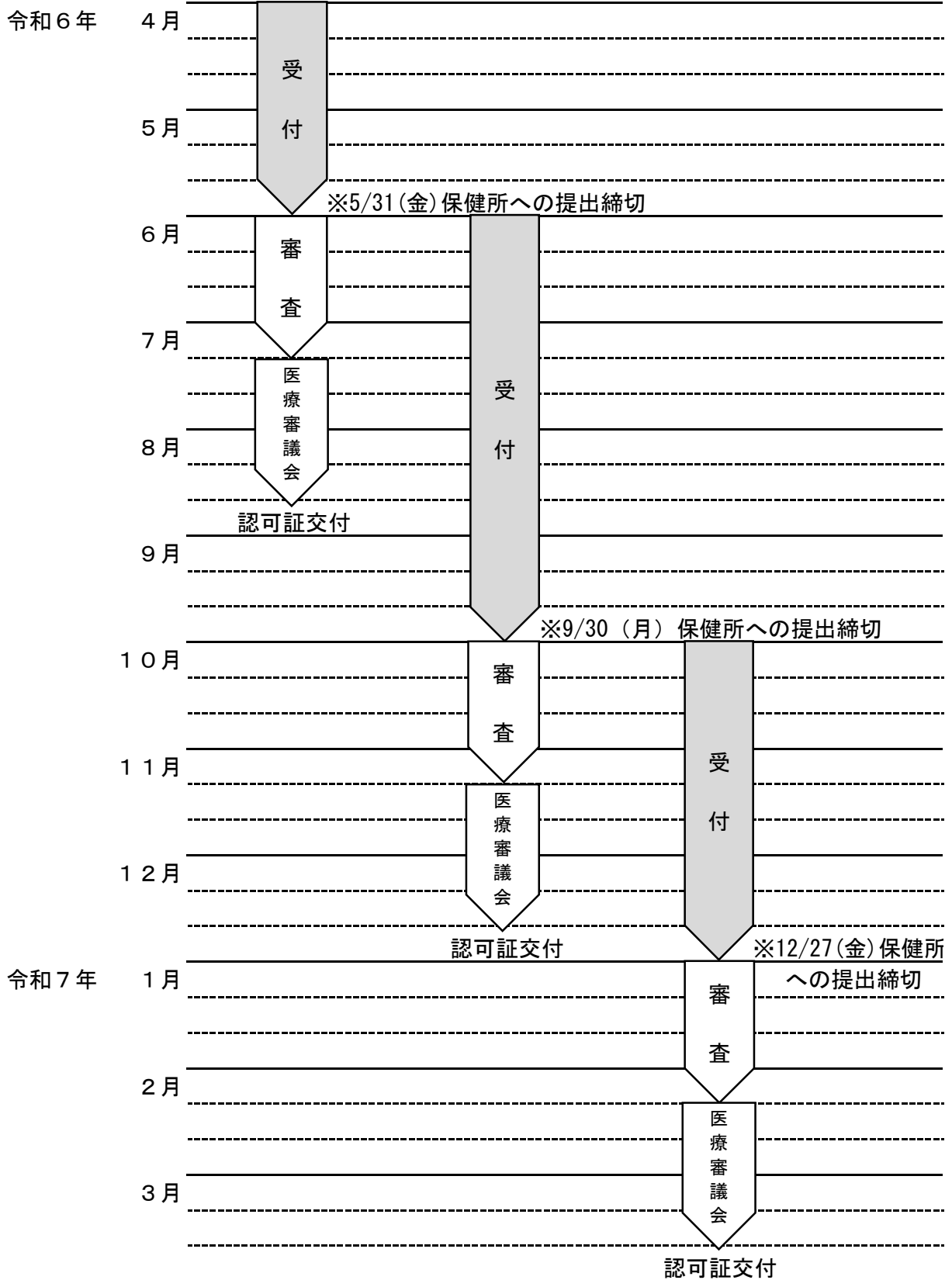


医療法人設立等認可等手続スケジュール



注1) 書類の不備があるもの、要件の充足の確認ができないものについては医療審議会への諮問を行わない場合があります。

注2) 事前相談については、各保健所及び医療政策課で随時受け付けます。